

鎌倉都市計画景観地区の決定(鎌倉市決定)

鎌倉都市計画景観地区を次のように決定する。

種 類	景観地区																																
名 称	北鎌倉景観地区																																
位 置	鎌倉市山ノ内地内																																
面 積	約 7. 2 ha																																
地区 区分	名称	観光型住商複合地	住商複合地																														
	面積	約 2. 4 ha	約 4. 8 ha																														
建 築 物 の 形 態 意 匠 の 制 限	全 般 基 準	共通事項																															
		<p>本地区は、「風致景観の保全と創造」を実現するため、建築物の外観、形態意匠、敷き際は、歴史的風土と調和した均整の取れたものとする。特に、建築物の規模・形態等は地区別事項に適合し、かつ周辺景観との調和に十分な配慮をするものとする。</p>																															
		地区別事項																															
		<p>建築物の外観、形態意匠は、通りや地形が創り出すスケール感や低層を基調としたまち並みと調和の取れたものとする。</p> <p>特に建築物の形態意匠は、背景となる山並み等の自然環境と寺社や古い建築物等の連なりが醸し出すまち並みとの調和に努めるものとする。</p>	<p>建築物の外観、形態意匠は、低中層を基調としたヒューマンスケールなまち並みと調和の取れたものとする。</p> <p>特に建築物の形態意匠は、商店街固有の歴史性や地域性、業態との調和などにより、適度な賑わいとゆとりの演出に努めるものとする。</p>																														
建 築 物 の 色 彩	建 築 物 の 色 彩	<p>建築物の屋根及び外壁の基調色は、周辺の山並みや歴史的資源と調和し、隣接する建築物との対比感が強い色彩は避けるものとし、かつ以下の基準に適合したものとする。但し、素材色などでまち並みに違和感を与えないと認められるものについてはこの限りでない。</p> <p>建築物の屋根の基調色</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> <tr><td>0 Y R ~ 5 Y</td><td>6 以下</td><td>4 以下</td></tr> <tr><td>上記以外</td><td>6 以下</td><td>1 以下</td></tr> </table> <p>建築物の外壁の基調色</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr> <tr><td>0 Y R ~ 5 Y</td><td>4 以下</td></tr> <tr><td>上記以外</td><td>1 以下</td></tr> </table>	色相	明度	彩度	0 Y R ~ 5 Y	6 以下	4 以下	上記以外	6 以下	1 以下	色相	彩度	0 Y R ~ 5 Y	4 以下	上記以外	1 以下	<p>建築物の屋根及び外壁の基調色は、通りやまち並み景観と調和したものとし、かつ以下の基準に適合したものとする。但し、素材色などでまち並みに違和感を与えないと認められるものについてはこの限りでない。</p> <p>建築物の屋根の基調色</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> <tr><td>0 Y R ~ 5 Y</td><td>6 以下</td><td>4 以下</td></tr> <tr><td>上記以外</td><td>6 以下</td><td>1 以下</td></tr> </table> <p>建築物の外壁の基調色</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><th>色相</th><th>彩度</th></tr> <tr><td>0 Y R ~ 5 Y</td><td>4 以下</td></tr> <tr><td>上記以外</td><td>1 以下</td></tr> </table>	色相	明度	彩度	0 Y R ~ 5 Y	6 以下	4 以下	上記以外	6 以下	1 以下	色相	彩度	0 Y R ~ 5 Y	4 以下	上記以外	1 以下
		色相	明度	彩度																													
		0 Y R ~ 5 Y	6 以下	4 以下																													
		上記以外	6 以下	1 以下																													
色相	彩度																																
0 Y R ~ 5 Y	4 以下																																
上記以外	1 以下																																
色相	明度	彩度																															
0 Y R ~ 5 Y	6 以下	4 以下																															
上記以外	6 以下	1 以下																															
色相	彩度																																
0 Y R ~ 5 Y	4 以下																																
上記以外	1 以下																																
建築物の高さの最高限度	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の高さの最高限度は 15m（ただし、第一種低層住居専用地域内においては 10m）とする。 2 建築物の高さの最高限度の制限に適合しない部分を有する建築物で、前項に規定する建築物の高さの最高限度を超えない範囲で行われる増築又は当該建築物の高さを超えない範囲で行われる改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替え若しくは用途変更については、適用しない。 3 第 1 項に適合しない建築物のうち、市長が用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、この限りではない。 																																

○位置、区域及び地区の区分は計画図表示のとおり。

理 由 書

鎌倉市は、三浦半島の基部に位置し、南は相模湾に面し、温暖な気候と山・海の豊かな自然に恵まれた都市であり、「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」の実現に向け、「暮らしに自然・歴史・文化がいきる古都鎌倉」を基本理念としています。

さらに「緑や地形を活かした古都にふさわしいまち並みのある都市」「安心して住み続けられる都市」「皆が共に憩い愉しむ都市」等を基本目標に都市づくりに取り組んでいくこととしています。

第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画（平成18年4月・計画期間10年間）では、「都市環境を保全・創造するまち」を将来目標とし、景観法を活用した総合的な施策展開を推進することとしています。

また、鎌倉市都市マスタープラン（平成10年3月）では、歴史的都市にふさわしい鎌倉街道沿道の景観形成を具体的な取り組みに、同増補版（平成17年3月）では鎌倉街道の景観形成を重点的に取り組む内容に位置づけ、鎌倉市景観計画(平成19年1月)でも、若宮大路を中心とした市街地、ベルトや拠点の位置づけのある場所を景観地区指定の対象としています。

本地区は、歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区及び風致地区に周囲を囲まれ、寺社などの歴史的資源や自然環境、鎌倉街道と沿道の市街地の空間構成が今に引き継がれた場所で、これまで市民・事業者・行政相互の協力により景観形成に取り組み、古都鎌倉の玄関口として魅力的な景観が保全・創出されてきました。

今後も、周囲の歴史的風土や自然環境と融和したまち並みを誘導し、世界に誇る「武家の古都・鎌倉」にふさわしい都市景観の形成を図るため、景観地区の決定を行うものです。

都市計画を定める土地の区域

追加する部分

鎌倉市

山ノ内字宮下小路、字瑞鹿山、字松岡、字西管領屋敷、字東管領屋敷、字金宝山及び字尾藤地内

削除する部分

なし

変更する部分

なし